

家畜所有者の[定期の報告]の手引き

はじめに

家畜の所有者は、家畜伝染病予防法の規定に基づき、毎年、農場ごとに、2月1日時点の飼養している家畜の頭羽数及び飼養衛生管理者等の情報を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告をすることが義務付けられています。

この報告は、高病原性鳥インフルエンザや豚熱、口蹄疫等の悪性家畜伝染病の発生予防や迅速な防疫措置を適確に実施するために必要な情報を収集し、有事に備えるためのものです。

家畜の種類、飼養頭羽数により提出する書類が異なりますので、この手引きをご活用いただき期限までに報告書類を提出（郵送または当所へ持参）してください。

1 報告の必要がある家畜の種類と報告期限

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚（ミニ豚、マイクロ豚を含む）、いのしし、鶏（ウコッケイ、チャボを含む）、あひる（アイガモを含む）、うずら、きじ（ヤマドリを含む）、だちょう（エミューを含む）、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下、「家畜」という。）の所有者は、飼養頭羽数、家畜の飼養目的（畜産業、試験研究、教育（学校動物）、愛玩（観賞）、販売、展示、競技等）に関わらず報告が必要です。毎年、下表の区分のとおり定められた報告期限までに報告書を提出してください。この家畜以外の種類の動物に関しては、報告の必要はありません。

家畜所有者の区分	報告期限
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者	4月15日まで
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者	6月15日まで

2 報告事項

○全ての家畜所有者

「基本情報」は、飼養頭羽数に関わらず、すべての家畜所有者が報告します。

「基本情報」の報告内容は以下のとおりです。

(ア) 家畜所有者及び衛生管理者の氏名、住所、連絡先（電子メールアドレス、携帯電話番号、電話番号、FAX）、管理する衛生管理区域の住所

(イ) 飼養している家畜の種類及び頭羽数（2月1日時点の飼養頭羽数）

○飼養頭羽数が「小規模所有者」に該当する場合

飼養する家畜の頭羽数が下記の頭羽数に該当する場合は「小規模所有者」となります。**「基本情報」のみの報告**となります。ただし、「畜舎等の数」の記載は必要ありません。

牛、水牛及び馬にあつては 1頭

鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては 6頭未満

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては100羽未満

だちょうにあつては 10羽未満

注1) 2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。

なお、基準日(2/1)に家畜を飼育していない場合には法的報告義務はありませんが、東京都家畜保健衛生所としては、伝染病発生時等の対応のため飼育状況等を把握する必要がありますので、ペットショップなどの鶏などを扱う販売店、除草目的の山羊の飼育者、これから愛玩豚を飼育する予定の方などの皆様も「基本情報」の内容を報告いただくとありがたいです。その場合、年間で飼育するおおよその頭羽数を記載ください。また、お手数ですが飼育予定の期間等の情報も欄外などに記載していただくとありがたいです。このような報告の場合は、東京都の飼育情報とし、国等への報告及び統計資料には反映しません。

注2) 預託牛等、当該農場(飼育場所)以外の場所で飼育している家畜は飼養頭羽数から除く。

○飼養頭羽数が「小規模所有者」に該当しない場合

上記の小規模所有者に該当する頭羽数より多い場合には、「基本情報」への記載事項のほかに以下の報告書が必要となります。

(1) 「1. 基本情報」

「畜舎等の数」の欄を必ず記載してください。

(2) 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」

飼養する家畜に該当する飼養衛生管理基準の遵守状況の自己点検の結果を元に、各項目の設問に「はい」、「いいえ」、「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。記入欄がある場合には、措置の具体的状況を記載、または該当する項目に○印を付けてください。

「いいえ」と回答した項目については、今後の改善方針を記入欄に必ず記載してください。

家畜防疫員記入欄については、記載しないでください。

なお、複数種類の家畜を飼養（小規模所有者となる場合は除く）している場合は、該当する家畜種それぞれの様式で自己点検を行い、提出してください。

(3) 「添付書類」

「添付書類」の1～8（大規模飼養者（馬を除く）にあつては 9）項目について、該当するものに○を付け、記入欄には具体的な状況を記載してください。

「1. 農場の平面図」については、令和3年より「衛生管理区域及び消毒設備等の衛生管理対策を明示した農場平面図」を農場に備えておく必要がありますので、提出する平面図の保管をお願いします。

「5. 埋却用地の確保の状況」に関して、埋却用地の標準的な必要面積の目安は以下のとおりです。

牛 成牛(24ヵ月齢以上の牛) 1頭あたりおおむね5 m²

豚 肥育豚(3ヵ月齢以上の豚) 1頭あたりおおむね0.9 m²

鶏 成鶏(150日齢以上の鶏) 100羽あたり0.7 m²

なお、馬の所有者にあつては、埋却等に関する5～7の各項目については記入不要です。

「8. 農場ごとに作成する衛生管理マニュアル」は、豚・いのししについては令和3年より、豚・いのしし以外については令和4年より作成及び従事者等への周知徹底が義務付けられています。作成したマニュアルの添付をお願いします。

3 報告書の提出(郵送)先及び問い合わせ先

東京都家畜保健衛生所

〒109-0182 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2759

TEL 042-588-7171

4 その他

(1) 個人情報の取り扱い

今回より、基本情報報告用紙に「個人情報の取り扱い」に関するチェック欄があります。報告はするが、同意しない場合には、「…の理由で同意しない」等の意思表示を記入いただき、記入（チェック）忘れとの区別ができるようお願いいたします。

チェックがない場合、同意のされない場合には、ご連絡させていただきます。

(2) 報告内容の区市町村長への報告

家畜所有者から報告された内容については、家畜伝染病予防法（第 12 条の 4 第 2 項）の規定により都知事から当該家畜の所在地を管轄する区市町村長に通知します。

(3) 定期報告書の作成について

この手引きのほか、記入例、Q&A（抜粋）、HP（Q&A 全文）も参考にして下さい。

なお、疑問点や不明な点がございましたら家畜保健衛生所にお問い合わせください。

定期報告書の様式や作成の手引き等は、都庁ホームページからも入手できます。

※ Web 検索エンジンキーワード：「東京都」「家畜所有者の定期の報告」

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/shoku/animal/houkoku/>

（Web 検索エンジンでの検索語：東京都産業労働局、家畜所有者の定期の報告）

関連情報については、農林水産省ホームページをご覧ください。

Web 検索のキーワード：「消費・安全局」「家畜防疫」「飼養衛生管理基準」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

このほか農林水産省では、家畜の飼養管理や衛生対策など様々な情報発信を行っていますのでご活用ください。

【MAFF アプリ】

アプリに関しては、下記の農水省 HP よりインストール手順や説明がありますので参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html>